

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の五を次のように改める。

第三十二条の五 削除

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する